2017年1月26日

石狩市長
田岡 克介　様

風力発電施設稼働による健康被害に苦しむ石狩市民を救うために（要望）

北海道自然保護協会　会長　在田 一則
石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会
代表　安田 秀子
銭函海岸の自然を守る会　代表　後藤 言行

貴職におかれましては、石狩市の町づくり・地域づくりに邁進されておりますことに、心からの敬意を表します。

現在、石狩湾新港周辺において、4社による合計48基に及ぶ大型風力発電施設の建設計画が進められています。1基の定格出力は陸上部で2.3MW～3.3MW、海上部で4MWと、現在の日本においては最大級の風力発電機です。人口密集地にこれほど大型の多くの風力発電風車群が立ち並ぶのはほとんどないと思われます。

私たちは、日本の将来の負の遺産である原子力発電にはもちろん反対であります。一方、自然再生可能エネルギーを活用することには必ずしも反対ではありません。しかし、わが国の原子力政策においてデメリットが議論されなかった結果、福島第一原子力発電所の大事故をもたらしたことからも明らかなように、自然再生可能エネルギーの導入においてもメリットとデメリットを十分に議論する必要があります。

石狩市厚田区から小樽市銭函にわたる延長約25kmの石狩海岸は、わが国では残り少ない自然砂浜海岸として、北海道自然環境保全指針において「すぐれた自然地域」とされ、日本の地形レッドデータブックにおいても貴重な保存すべき地形とされています。現在計画されている風力発電施設はこの「すぐれた自然地域」の自然や生態系に重大な悪影響を及ぼします。また、この地域には、国の天然記念物、絶滅危惧Ⅰ類や国内希少種の鳥類の生息が確認され、渡り鳥のルートともなっており、鳥たちへの影響が懸念されます。

一方、風力発電施設による騒音や超低周波音・低周波音、シャドーフリッカーなどによる周辺住民の健康被害も国内外で知られています。しかし、疫学的

には明らかに被害が認められるにも拘わらず、超低周波音・低周波音と健康被害との因果関係が明確になっていないとの恣意的な理由づけにより、その被害実態が無視されている状況にあります。これは、かつての公害被害と同じ状況と言えます。

私たちは昨年、石狩放水路沿いの3基の風車に関わる聞き取り調査および音の測定と解析を行いました。その結果、石狩市においても風力発電施設の稼働による健康被害者が認められました。

私たちは被害者宅寝室において、被害者の協力を得て睡眠障害がおきた時の音の測定を行い、風力発電機による超低周波音および低周波音を検出しました。

その結果をもとに、昨年12月20日に風力発電施設の事業責任者との話し合いを行い、聞き取り調査と音の測定により、夜間の深刻な睡眠障害の原因は、風力発電機による超低周波音および低周波音であることが裏付けられたので、被害除去のために夜間の運転を停止することと昼間のローター回転速度を低減することを求めました。

しかし、事業者からの12月27日の回答には「検討を続ける」とあるのみでなんらの具体的な対応策も示されておりません。

その一方で、事業者と会談した翌21日には事業責任者から石狩市役所に対して、今回私たちが提示したデータについて恣意的な解釈と釈明を一方的に伝えた疑いがあります。

現在、大変気がかりなことに、被害者が放置されたままの状態が、11年余りの長きにわたり依然として続いております。

私たちは、石狩市民の安全と健康を守る立場におられる貴職に、私たちの測定結果を正確に説明する必要性を痛切に思うとともに、貴職にお知らせすることは、人命がかかわる事実を知ってしまった者の義務と責任であるとの思いがあります。

貴職におかれては、風力発電施設からの超低周波音や低周波音による健康被害についてご理解を深めていただき、被害者の苦しみを速やかに軽減するために、事業者に早急な対応を促すよう、お願い致します。

つきましては、ご多忙とは存じますが、被害者救済のために、できるだけ早い時期に私たちとの話し合いの場を設定していただきたく、お願い申しあげます。

ご返事は2月3日(金)までに、北海道自然保護協会宛へ文書でお願いいたします。